

指定短期入所生活介護事業所シンフォニー
重要事項説明書
 (短期入所生活介護サービス)

ご利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 125 条に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 禎人会
事業者の所在地	函館市中野町 7 4 番地 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 漆寄 照政
電話番号	0 1 3 8 - 5 8 - 2 0 0 0

2. ご利用施設

施設の名称	指定短期入所生活介護事業所シンフォニー
施設の所在地	函館市中野町 7 4 番地 1
指定番号	0 1 7 1 4 0 0 9 4 8
入所定員	1 0 名
電話番号	0 1 3 8 - 5 8 - 2 0 0 0
F A X	0 1 3 8 - 5 8 - 1 5 0 0

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		北海道知事の事業者指定		利用 定数
		指定年月日	指定番号	
施設	指定介護老人福祉施設	平成 1 5 年 4 月 1 日	0171400948	1 0 0 人
居宅	通所介護	平成 1 5 年 3 月 20 日	0171400948	2 0 人
	訪問介護	平成 1 5 年 3 月 20 日	0171400948	
	短期入所生活介護	平成 1 5 年 4 月 1 日	0171400948	1 0 人
居宅介護支援事業		平成 1 5 年 3 月 20 日	0171400948	

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

この事業は、介護保険法令に従い、ご利用者の生活の安定および充実、ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

(2) 施設運営の方針

当施設にあつては、ご利用者が可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能の維持ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

5. 施設の概要

(1) 敷地および建物

	敷地	5 0 7 5 . 8 8 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建(耐火建築)
	延べ床面積	5 6 7 5 . 0 8 m ²
	利用定員	1 0 名

(2) 居室

居室の種類	室数	1人あたりの面積
1人部屋	10室	14.7m ²

(3) その他主な設備(特別養護老人ホームと共用)

種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・ 機能訓練室	1室	117.22m ²	11.72m ²
一般浴室	1室	37.69m ²	
介助浴室	1室	22.31m ²	
機械浴室	1室	27.81m ²	
便所	4箇所		
医務室	1室	14.25m ²	

(注) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照してください。

6. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格 (※印は特別養護老人ホーム兼務)
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	施設長※	
生活相談員	2	1	1			1以上	社会福祉士等※	
介護職員	64	30	9	19	6	60.25人	34以上	介護福祉士等※
看護職員	7	5	1	1				看護師・准看護師※
介護支援専門員	1		1			1以上	介護支援専門員※	
機能訓練指導員	1	1	1			1以上	看護師※	
栄養士	2		2			1以上	管理栄養士等※	

7. 職員の勤務体制

施設長・・・・・・・・正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
4週6休

生活相談員・・・・・・・・正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
夜間については、交代で自宅待機を行い、症状の変化、緊急時に備えます。

4週6休

介護職員・・・・・・・・早番 7：30～16：00
日勤 8：30～17：00
遅番 11：15～19：45
遅々 13：30～22：00
夜勤 16：30～10：00
深夜 22：00～ 8：00

その他勤務形態あり

原則として4週6休

看護職員・・・・・・・・早番 7：30～16：00
日勤 8：30～17：00
遅番 9：30～18：30

4週6休

介護支援専門員・・・・正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務
夜間については、交代で自宅待機を行い、症状の変化、緊急時に備えます。4週6休

機能訓練指導員・・・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００）常勤で勤務
４週６休

栄養士・・・・・・・・正規の勤務時間帯（８：３０～１７：００）常勤で勤務
４週６休

8. 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日のおよそ2カ月前から受け付けております。

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	704円	772円	847円	918円	987円
61日目以降	670円	740円	815円	886円	955円

医師の食事せんに基づき療養食を提供した場合	8円/食
介護職員の総数のうち、介護福祉士が6割以上いる場合	18円/日
基準を上回る夜勤職員を配置している場合	18円/日
常勤の看護職員を配置している場合	4円/日
一定数の看護職員を配置し、24時間連絡体制を確保している場合	8円/日
送迎を行った場合	184円/回
利用者やご家族等の事情により緊急に利用された場合	90円/日
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数×14.0%

※1 ショートステイを継続して31日以上ご利用された場合はサービス利用料金から30円減額となります。61日以上では上記金額となります。

※2 上記料金については介護保険負担割合証に記載されている割合の額とします。

①食事の介助

栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。（ただし、食材料費は給付対象外です。）食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。

（食事時間）朝食	8：00～10：00
昼食	12：00～14：00
夕食	18：00～20：00

②排せつの介助

ご利用者の心身の状況を基に、自立支援を踏まえて適切な介助を行います。おむつ交換についても、その心身及び活動の状況に適した提供を行います。

③入浴の介助

入浴または清拭を週2回行います。寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽を用いての入浴も可能です。

④着替え等の介助

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

⑤機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能訓練の回復、またはその減退を防止するため日常動作の訓練を、ケアプランに基づき実施します。

⑥相談および援助

当施設は、ご利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

(相談窓口) 石川 明弘、浅野 航

⑦送迎

身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、送迎車で入退所の送迎を行います。送迎実施地域は函館市（旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部を除く）としますが、送迎実施地域を超え送迎を希望される場合は、別途料金をいただきます。

実施地域以外より片道おおむね5km未満 300円/回

実施地域以外より片道おおむね5km以上 500円/回

(2) 介護保険給付外サービス

①食材の提供

管理栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。諸般の事情で料金が変わることがあります。

第1段階	第2段階	第3段階 a	第3段階 b	第4段階
300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日	1445円/日

第4段階の1日の内訳(朝食417円、昼食514円、夕食514円)

②理美容サービス

月2回、理美容師の出張による理美容サービス（調髪、パーマ、顔剃り等）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費

③複写物の交付

ご利用者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を

必要とする場合には実費をご負担いただきます。(1枚 20円)

④教養娯楽の利用

ご利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。場合により、実費を徴収いただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸経費実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

なお、おむつ代及びおむつカバー代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

生活用品購入の都度：実費

(3) 滞在費

各居室をご利用いただくにあたり、個室料(滞在費)をお支払い頂きます。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
滞在費	880円	880円	1370円	2980円

10. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証に応じた料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 支払方法

利用料は、事業所の事務室受付に直接お持ちいただくか、下記の指定口座に振り込んで下さい。

【利用料金振込先】

- ①郵便局 記号19450 番号5560681
 口座名義 社会福祉法人 禎人会
- ②みちのく銀行 湯川支店 口座番号 普通預金 3403327
 口座名義 社会福祉法人 禎人会
- ③北洋銀行 湯川支店 口座番号 普通預金 3515666
 口座名義 社会福祉法人 禎人会

11. キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用期間中	実費相当額
利用開始当日	実費相当額
利用開始日の前日まで	無料

なお、体調の悪化等、正当な理由がある場合は無料とさせていただきます。

1 2. 苦情申立先

当施設ご利用相談室	苦情解決責任者 施設長 齋藤 禎史 担当窓口 石川 明弘、浅野 航 ご利用時間 月曜日～金曜日 8：30～17：00 土曜日 8：30～12：00 ご利用方法 電話受付 随時 電話 0138-58-2000 面接 電話にて希望日、時間調整し、実施 ご意見箱 エレベーター前に設置
函館市保健福祉部 高齢福祉課	函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3025
函館市福祉サービス 苦情処理委員事務局	函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3297
国民健康保険団体連 合会	札幌市中央区南2条西14丁目 電話 011-231-5175

1 3. 非常災害時の対策

①非常時の対応

別途定める「社会福祉法人禎人会 消防計画」にのっとり対応を行います。

②平常時の訓練等

別途定める「社会福祉法人禎人会 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。

③防災設備（特別養護老人ホームと共通）

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	8個所
避難滑り台	なし	屋内消火栓	25個所
自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	85個所	漏電火災報知機	なし
ガス漏れ報知器	なし	非常用電源	あり
補助散水栓	7個所		

④消防計画等

消防署への届出日：平成15年3月20日

防火責任者：辺見 真嗣

14. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	正面玄関は8：30～20：00の開錠となっておりますので、上記以外の時間で来訪される場合は職員に申し出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に届出てください。
医療機関への受診	在宅で、ご利用されている医療機関の受診はそのままご継続下さい。送迎サービスはご利用できますが、受診時にご家族でお願い致します。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用者により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
喫煙	ショートステイ内での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	ご希望で施設にお預かりする以外にご自身で管理して下さい。
現金等の管理	ご希望で施設にお預かりする以外にご自身で管理して下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物持ち込み及び飼育	施設内でのペットの持ち込みについては必ず抱きかかえる等して決してフロア内に放たないようお願い致します。吠えるペットや上記指示に従わない等、場合によっては持ち込みをお断りさせていただくこともございます。また施設内物品、他入居者、スタッフ等に損害を与えた場合、その損害賠償及び治療費等を請求させていただきます。飼育に関してはお断りさせていただきます。

15. サービスの第三者評価の実施状況

事業所で提供しているサービスの内容や課題などについての、第三者評価は行っていません。

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

17. 感染症対策のための措置に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練を定期的実施する。